

平成二十五年度テーマ監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事及び広島県教育委員会から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、その内容を別冊のとおり公表する。

平成二十六年十二月十八日

同	同	同	広島県監査委員
佐藤	高橋	宮政	佐々木
均	則	利	弘司